地 方 税 法 等 の — 部 を改正 する 法 律 案  $\overline{\phantom{a}}$ 閣 法 第二〇号)(衆 議 院送付) 要旨

本 法 律 案 は、 現 下 の 経 済 財 政 状 況 等を 踏 まえつつ、 持続 的 な経 済 社 会 の活性 化 を実 現 する た め の あ るべ

き 税 制 の 構 築に 向 け た 改 革 の 環 として、 法 人 事 業 税 ^ の 外 形 標 準 課 税 の 導 Ý 不 動 産 取 得 稅 の 稅 率 の 引 下

げ 特 別 土 地 保 有 税 の 課 税 停 圹 新 増 設 に 係 る 事 業 所 税 の 廃 圹 平 成 + 五 年 度 の 古 定 資 産 稅 の 評 価 替 え に 伴

う土 地 に 係 る 古 定 資 産 税 及 び 都 市 計 画 税 の 税 負 担 ഗ 調 整 配 当 所 得 及 び 株 式 等 譲 渡 所 得 に 係 る 課 税 方 式 の 見

の 税 率 の 引 上 げ 等 、 所 要 の 措 置 を 講 じようとするもの で、 そ の 主 な 内 容 は 次 の ح お IJ であ 直

L

等

を

行

うととも

に

配

偶

者

控

除

に

上

乗

せ

し

て

適

用

さ

れ

る

部

分

の

配

偶

者

特

別

控

除

の

廃

圹

地

方

の

た

ば

こ

税

一、道府県民税及び市町村民税

1 定 の 上 場 株 式 等 の 配 当等及び株式 等 譲 渡 所 得 に 係 る課税方式 れについ て、 道 府 県 民 税配当 割 及び 道 府

県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割 を 創 設 ŕ 平 成十六年一 月 \_ 日 から、 特別徴収 方 式 を 実 施することによ IJ 申 告

を不要とする。

2 平 成 十七年度分以 後、 配 偶 者特別控 除 のうち配 偶者控 除に 上乗せして適 用される部分の 控 除 を 廃 止 す

る。

一、法人事業稅

平 成 + 五年 度 ビ 資 本 金 億 円超 の 法 人を対象として、 外形 基準 の 割 合を四分 の一とする外 形 標 準課

税

制度を創設し、平成十六年度から適用する。

三、不動産取得税

平 成 + 五 年 四 月 日 から 平 成十八年三月三十一日までの三年間 に 限り、 税率を一律三% に引き下げ る。

四、道府県たばこ税及び市町村たばこ税

平成十五年七月一日から、税率を千本当たり四百十円引き上げる。

五、自動車税

1 平 成 十五 年 · 度 に . 新 車 新規登 録され た 最 段新 排 出 ガ ス規制 値 より七十五 %以上排出 ガス性 能 の 良 ١J 自 動 車

で 定 の 低 燃費 基準 を満たす も の並び に 電 気 自 動 車、 天然ガス自動 車及びメタ ノー ル 自 動 車 に つ い て、

稅 率 の 概 ね 五 一 十 % を軽減する特 例措置 を、 平 成十六年度に つい て講ずる。

2 平 成 十五年度に新車 ·新規登録 から十一年 (ガソリン車 LPG車を含む。) については十三年) を 経

過 L た自 動 車について、 税率の 概ね十% を 重 課する特例措 置を、 平成十六年度以後について講ずる。

六、固定資産税及び都市計画税

固定資 産 <u>/</u> 及 び 都 市 計 画 税 の 宅地等に 係る負担調 整措置につい ては、 引き続き負担水準の 均 衡 化を図る

ため、現行措置を延長する。

七、特別土地保有税

平 成 十五 年 度 以 降、 特別土地 保有税の 課税を停止し、 新たな課税は 行 わ ない ものとする。

八、事業所税

事 業 所 税のうち新増設に係るものを、 平成十五年三月三十一日をもって廃止する。

九、その他の事項

1 自 動 車 重 量 譲 与 税 の 市 町 村 に対する譲与割合を四分の一から三分の一に引き上げる。

2 非課税等特別措置の整理合理化等を行う。

十、施行期日

こ の法律は、 部の規定を除き、 平成十五年四月一日から施行する。